

総 税 市 第 3 2 号
令 和 6 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 大 臣
(公 印 省 略)

地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）
の一部改正について

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第136号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第137号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第138号）並びに地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令（令和6年総務省令第37号）は令和6年3月30日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることとなりました。

これに伴い、「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」（平成22年4月1日総税市第16号総務大臣通知）を下記のとおり改正しますので、貴職におかれましては、この趣旨を御理解いただき、適切に対処されるようよろしく願います。また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知されるようよろしく願います。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」について、別添新旧対照表のように改正する。

- 本通知による改正後の次に掲げる規定は、それぞれに定めるところにより適用する。
- イ ロからトまでに掲げる規定以外の規定 令和6年度以後の年度分の個人の市町村民税、固定資産税、都市計画税、令和6年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税
 - ロ 第1章18 令和7年1月1日以後に偽りその他不正の行為により免れ、又は還付を受けた地方団体の徴収金
 - ハ 第1章43 令和7年1月1日以後にされる保全差押金額の決定
 - ニ 第2章7の2及び24 公益信託に関する法律（令和6年法律第 号）の施行の日の属する年の翌年の4月1日が属する年度以後の年度分の個人の市町村民税
 - ホ 第2章8 令和7年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税
 - へ 第2章45（16）（「法附則8⑪・⑫」を「法附則8⑬・⑭」に改める部分を除く。） 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和6年法律第 号）の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税

ト 第2章56の5及び56の6 令和6年4月1日以後に終了する事業年度分の
法人の市町村民税